

大阪府指定出資法人評価等審議会（第15回）

■と き 令和7年11月5日（水曜日）10:15～11:15

■と こ ろ web会議

■出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）

新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）

小沢 貴史（神戸大学大学院 経営学研究科 教授）

西川 和予（株式会社 効率パートナー 中小企業診断士）

村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）

山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）

■議 事 1. 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について（意見書とりまとめ）

2. 大阪府指定出資法人の役員への府職員の派遣及び派遣に係る取扱いの変更について

大阪府指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いの変更について
(意見書とりまとめ)

〔主な質疑等〕

1. 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について（意見書とりまとめ）

資料1に基づき、事務局より説明

〔主な質疑等〕

委 員：意見書（案）を当審議会の意見として成案とすることでよいか。

各委員：異議なし。

2. 大阪府指定出資法人の役員への府職員の派遣及び派遣に係る取扱いの変更について

大阪府指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）に係る取扱いの変更について

(意見書とりまとめ)

資料2, 3に基づき、事務局より説明

委 員：意見書（案）の「2 役員への府職員の派遣について」に関して、今回審議を行った大阪府住宅供給公社の常務理事への府職員の派遣に関する部分以外は不要ではないか。また、「府職員の派遣が認められる役員ポスト」という記載について、「“新たに”府職員の派遣が認められる役員ポスト」とした方が明確になるのではないか。

意見書（案）の「3 役員の選任に係る取扱いの変更について」の「（1）府職員の派遣による選任について」に関して、府職員の派遣が原則であるかのような誤解を招かないように表現や構成を変更した方がいいのではないか。また、「（2）府職員の派遣以外の選任について」に関して、取扱いの内容に沿った記載にした方がいいのではないか。

事務局：委員の意見を踏まえ、表現等を検討させていただく。

委 員：大阪府住宅供給公社の常務理事への府職員の派遣について、前回の審議会において、「公募により選任されている常務理事に府職員を派遣する理由が少し抽象的」と意見したが、今回、事務局から派遣の必要性に関する補足説明があり、より理解が深まった。

委 員：この意見書（案）をもって審議会の意見とし、大枠は変更せず、表現等の修正に関する意見の反映については、会長預かりとしてよいか。

各委員：異議なし。